重要な会計方針

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）」並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）」（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

（会計方針の変更）

運営費交付金収益の計上基準については、前事業年度まで費用進行基準を採用しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ121,855,485円増加しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　物	２年～58年
構築物	２年～60年
機械装置	２年～15年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～20年

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．引当金の会計処理方法

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十五条第一号に係る経理区分（基金区分）のうち、自己財源により人件費をまかなっている職員については、職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（２年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（２年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

その他の区分（国立劇場区分及び新国立劇場区分）の役職員及び、基金区分のうち、運営費交付金により人件費をまかなっている職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく退職給付引当金の当該増加額を計上しております。

⑵　賞与引当金の計上基準

独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令第十五条第一号に係る経理区分（基金区分）のうち、自己財源により人件費をまかなっている職員については、職員の賞与支給に備えるため、振興会の賞与支給に係る規程に基づく支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

その他の区分（国立劇場区分及び新国立劇場区分）の役職員及び、基金区分のうち、運営費交付金により人件費をまかなっている職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期の運営費交付金及び文化芸術振興費補助金により財源措置が手当されない引当外賞与見積額であり、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ88－２に基づいて計上しております。

⑶　貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を適用しております。

⑵　その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法を適用しております。

（評価差額は純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　先入先出法による低価法を採用しております。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の算出方法

大阪市から有償使用している土地については、特別減免をしない地代と現行において支払いを行っている地代との差額を、機会費用として計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の算出に用いた利率

機会費用算出に用いた利率は、平成29年３月末の10年もの長期国債利回りを参考にしております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式により処理しております。